

## 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問1	対象経費	補助対象経費となる物品はどのようなものか。	補助対象となる物品等について疑問を持たれる学校もあるかと思いますが、本事業においては、補助対象経費の費目を要綱・要領（消耗品費、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費）に定めており、これらの経費に該当する新型コロナウイルス感染症についての感染症対策及び学習保障にかかるものであれば原則として補助対象とできますので、Q & Aも参考としつつ、その判断は各学校において整理いただいて結構です。 また、令和2年度にかかる経費であれば補助対象とできますので、第二波・第三波に備えて今後購入を検討しているようなものも補助対象経費に含み、事業申請いただいて結構です。
問2	補助方法	保健衛生用品の購入に当たり、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第2条（1））との違いは何か。	「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」はマスクや消毒液等の保健衛生用品等の消耗品の購入を目的としている。一方、本事業は、消耗品費のほか、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費も補助対象としている。 本事業においても保健衛生用品等の消耗品を補助対象とできるため、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」と補助対象経費が重複しないよう留意すること。 なお、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」の国庫補助額は補助対象経費の1/2であるところ、本事業は補助上限額の範囲までは定額（10/10）補助であるため、その点にも留意して各学校には申請願いたい。
問3	対象経費	タブレット、PC端末等のICT機器購入費は対象となるか。	他の補助金等の補助対象となるものを除き、対象として差し支えない（要綱第3条）。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際の取組として必要となる場合に限る。 なお、ICT教育設備整備推進事業や私立学校情報機器整備費補助金等他の事業の補助対象経費と重複しないよう留意すること。
問4	対象期間	いつからの契約が対象となるか。	補助対象期間は令和2年4月1日（水）からとなるので、この日以降の補助対象経費に係る契約が補助対象となる。
問5	対象期間	オンライン教材の利用料など、契約期間が補助対象期間最終日の令和3年3月31日を超えているが、対象となるか。	補助対象期間にかかる経費については対象とする。例えば、オンライン教材の使用について令和2年度から令和4年度までの利用契約を締結した場合、令和2年度分の利用料については補助対象となる（ただし、契約日は令和2年4月1日以降に限る。）。なお、令和2年度の経費が明確でない場合は、契約期間に占める令和2年度の日数や月数等に応じて案分した額を補助対象経費とみなす。
問6	補助方法	私立学校への補助額について、どのように解釈すればよいか。	学校種及び学校規模に応じて定められた実施要領2.(3)の補助上限額と実際に要する経費を比べ、低い方の額を定額(10/10)補助する。 例：加算地域に所在する生徒数350人の中学校の場合 ・補助対象経費が150万円 ⇒ 補助上限額が150万円のため、150万円が国庫補助で措置される。 ・補助対象経費が100万円 ⇒ 補助上限額が150万円のため、100万円が国庫補助で措置される。 ・補助対象経費が200万円 ⇒ 補助上限額が150万円のため、150万円が国庫補助で措置、残りの50万円は学校法人負担となる。
問7	補助方法	申請時点では具体的な購入計画等を積み上げられていないが、概算では補助上限額まで経費を要する見込みがある。このような場合にも補助上限額を申請してよいか。	申請いただいて差し支えない。ただし、実績報告時、交付決定額に対し実際に要した経費が下回った場合、その差額は確定額から控除するものとする。
問8	補助方法	感染流行の第2波、第3波への備えとして購入が見込まれるものについても補助対象としてよいか。	年度内に購入することを想定しているものであれば補助対象として問題ない。
問9	補助方法	事業計画書（別添1（様式1-4））の取組内容について、ア：感染症対策等、イ：学習保障のいずれか又は両方を記載することになっているが、記載をしなかった取組内容を実施した場合は補助対象外となるのか。	事業計画書において記載していなかった取組内容について、補助対象外となるということではないが、いずれにも支出が見込まれる場合は必ず「ア・イ」両方の取組を記載いただきたい。

## 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問10	補助方法	今後の補助金執行の流れはどうなっているか。	今後、各学校からの交付申請書を元に8月上旬に交付決定を行う予定（交付内定は行わない）。 なお、交付申請時においては補助対象経費としたそれぞれの物品等の報告は求めないが、実績報告に備えて、補助対象経費としたそれぞれの物品等の領収書等を学校において適切に保管しておくこと。 <b>【大阪府追記】</b> <u>実績報告書を作成する際には、領収書等の支出根拠書類の添付が必要となるため、大阪府への提出用様式（別添）を作成しました。ただし、文部科学省からの様式指定等がありましたら、当該様式は変更となる恐れがありますのでご留意ください。</u>
問11	対象経費	オンライン教材の入会金、利用料は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校での教育活動や家庭学習を実施する際にオンライン教材を用いる際に生じる経費であれば対象となる。なお、補助対象期間の考え方は問5を参照。
問12	対象経費	コピー用紙、トナー代は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問13	対象経費	封筒、切手、レターパック購入費は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問14	対象経費	電話増設のための電話の設置費は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、家庭との連絡体制の強化等のため電話回線を増設する場合の備品の運搬、設置のための役務費は対象となる。
問15	対象経費	水道について、蛇口式からレバーやセンサー式等への交換に要する経費は対象となるか。	学校における感染症対策を目的とした手洗い場等における水道の蛇口の交換については、据え付けに伴う費用も含めて備品購入費となる場合には補助対象とする。
問16	対象経費	電気代が例年より高くなることが予測されるが、対象となるか。	水道代、電気代、ガス代などの光熱水費は、補助対象外となる。
問17	対象経費	通話料は対象となるか。	通話料については原則対象としないが、例えば、携帯電話機の借り上げ費用と通話料を分けて契約する場合に比べ、借り上げ料と通話料がセットの料金の方が安価であるなど合理的な理由がある場合には、対象に含めても差し支えない。
問18	対象経費	双方向のやりとりを可能とするシステムの加入費など、学習指導や家庭との連絡体制強化に必要となる経費は対象となるか。	学びの保障のための取組において必須となる加入費であれば、対象として差し支えない。なお、契約期間の考え方は問5に準ずる。
問19	対象経費	自作の教材にかかる編集委託費、謝金は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校において教材を自ら作成する際に生じる報酬（人件費、謝金）については対象外であるが、雑役務費（業者への編集委託など）は対象となる。
問20	対象経費	教師用のデジタル教科書購入費は対象になるか。	学習者用のデジタル教科書は既に紙の教科書が無償給付されていることから対象外とするが、教師用のデジタル教科書の購入費は対象として差し支えない。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。また、感染の状況や児童生徒の状況に応じ学校での教育活動や家庭学習を実施する際に教師用のデジタル教科書を購入する場合に限る。
問21	対象経費	学校給食調理員等の熱中症対策として購入するものはどのようなものが想定されるか。	学校給食調理員等の熱中症対策を目的として購入し使用するもの（冷却ベスト、スポットクーラー等）であれば補助対象として差し支えない。ただし、スポットクーラー等を調理場で使用する場合には、食材を汚染しないよう、使用場所やその取扱いに留意すること。
問22	対象経費	モバイルWi-Fiの通信料は対象になるのか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、遠隔学習を実施するときにモバイルWi-Fiなどの可搬型通信機器を用いる際に生じる経費であれば対象となる。なお、補助対象期間の考え方は問5を参照。
問23	対象経費	物品購入にあたっては、他の補助金のように入札又は3者以上の業者による見積り合わせは必要か。	本事業については、3者以上の業者による見積り合わせを補助対象の条件としていない。については、各学校での会計処理に基づいた購入をしていただいで結構です。なお、本事業については他の補助金と同様に、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることにご留意をお願いしたい。